

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和 7 年 4 月（第 2 次）

岡山県後期高齢者医療広域連合

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	目的	1
2	計画期間	1
3	対象範囲	1
4	対象となる温室効果ガス	1
第 2 章	温室効果ガス排出量の目標	2
1	方針	2
2	目標	3
第 3 章	取組内容	4
1	職員共通の取組	4
2	庁舎・施設管理等での取組	4
3	事務局の取組	5

第 1 章 計画の基本的事項

1. 目的

岡山県後期高齢者医療広域連合では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、取組を推進していきます。

2. 計画期間

令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2030) 年度の 5 年間を計画期間とします。
本計画の基準年度は、平成 30 (2018) 年度とします。

3. 対象範囲

「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の対象範囲は、広域連合の事務及び事業とします。

4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする 7 つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）として取組を推進していきます。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1. 方針

岡山県後期高齢者医療広域連合では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

岡山県後期高齢者医療広域連合では、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を順守します。

基本方針

1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

2. 目標

岡山県後期高齢者医療広域連合は、計画期間中、自動車走行から出る温室効果ガス総排出量を、令和6年度の実績値以下を維持し、令和11年度までに、60%削減します。

目 標	岡山県後期高齢者医療広域連合は、 <u>計画期間中、自動車走行から出る温室効果ガス総排出量を</u> <u>60%削減します。</u>
-----	---

	ガソリン使用料 (ℓ)	温室効果ガス排出量 (二酸化炭素ガス排出量 kg)	基準年比
平成30年度 (基準年度)	486.52	1,129.70	基準年度
令和6年度 (第1次計画 満了時)	196.10	455.34	△59.7
令和7度 ～令和10年度	196.10 以下を維持	455.34 以下を維持	△59.7 以下を維持
令和11年度 (目標年度)	194.61	451.88	△60.0

第3章 取組内容

1. 職員共通の取組

第2次計画では、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組を励行することが重要です。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
照明	・ 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯
	・ 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
事務機器	・ 使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・ 公用車の適正使用 ・ エコドライブの推進
服装	・ クールビズ、ウォームビズによる調節

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	・ 両面コピー、裏面利用の徹底
	・ 資料の共有化や簡略化
	・ 庁内情報システムの有効利用
廃棄物 リサイクル	・ 不用意なゴミの削減
	・ 排出ゴミの分別促進、資源化促進
	・ 紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	・ 封筒、ファイルなどの再利用促進
	・ プリンタトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
物品購入	・ グリーン購入の推進

2. 庁舎・施設管理等での取組

熱源、空調、冷暖房、上下水の使用は入居先の建物管理規定によります。

3. 事務局の取組

事務局長は、温室効果ガスの削減に資する次の取組みも検討していきます。

① 職員等の意識啓発活動の推進

温室効果ガス削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。職員に対して時期に応じて説明や研修、関連するポスター等の掲示等により、職員等への意識啓発活動を推進します。

② 活動実績のとりまとめと公表

広域連合の取組結果等を取りまとめ、施策の実施状況について、公表します。